

公民館管理運営規則

(目的)

第1条 この規則は、塚原台地区公民館（以下「公民館」という。）の管理運営について必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規則は、塚原台地区自治会員（以下「会員」という。）及び公民館の使用を許可された者に適用する。

(施設管理者)

第3条 公民館の施設は、自治会長が管理する。

(開館時間)

第4条 公民館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、自治会長が必要と認めたときは変更することができる。

(休館日)

第5条 公民館の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、自治会長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

- (1) 毎週日曜日及び国民の祝日
- (2) お盆（8月13日～8月15日まで）
- (3) 年末年始（12月29日～1月4日まで）

(使用施設等)

第6条 公民館の設置目的を達成するため、一般使用に供する施設等は、次に掲げる通りとする。

- (1) 集会室、学習室、和室、調理室並びにこれらに付属する設備、備品等。

(使用の申請)

第7条 公民館を使用しようとする者は、原則として使用する7日前までに別紙様式「公民館・備品使用許可申請書」に記入し自治会長に申請するものとする。

2. 年間を通じて毎月1回以上使用する団体は、原則として前年度の2月末日までに申請しなければならない。

(使用の許可)

第8条 自治会長は、使用を許可したときは使用許可書を交付するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないことができる。

- (1) 公益を阻害するおそれのあるとき。
- (2) 風俗又は公の秩序を乱すおそれのあるとき。
- (3) 申請目的以外に使用するおそれがあるとき。
- (4) 第三者に転貸するとき。

2. 自治会長は、前項の規定により使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）が前項各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。